

## 市議会議員報酬に関する調査結果（令和2年12月31日現在）

### 【正誤表（令和4年6月30日）】

(29頁) 欄外に(注)3を追記。

#### (正)

(注)1 長野県上田市は、12月の期末手当について上表当該欄の支給率に基づき算出した額から議長は報酬月額100分の3に相当する額、副議長は報酬月額100分の2に相当する額、議員は報酬月額100分の1に相当する額にそれぞれ6を乗じて得た額を減じて得た額としている。

(注)2 兵庫県尼崎市は、現議員の任期中、期末手当の額を上表当該欄の支給率に基づき算出した額に100分の95を乗じた額としている。

(注)3 兵庫県丹波篠山市は、12月の期末手当について上表当該欄の支給率に基づき算出した額から100分の10に相当する額を減じた額としている。

(注)4 岡山県笠岡市は、期末手当について上表当該欄の支給率に基づき算出した額から100分の10に相当する額を減じた額としている。

(注)5 広島県廿日市市は、6月の期末手当について上表当該欄の支給率に基づき算出した額から議長は100分の25、副議長は100分の20、議員は100分の15を乗じて得た額を減じて支給している。

#### (誤)

(注)1 長野県上田市は、12月の期末手当について上表当該欄の支給率に基づき算出した額から議長は報酬月額100分の3に相当する額、副議長は報酬月額100分の2に相当する額、議員は報酬月額100分の1に相当する額にそれぞれ6を乗じて得た額を減じて得た額としている。

(注)2 兵庫県尼崎市は、現議員の任期中、期末手当の額を上表当該欄の支給率に基づき算出した額に100分の95を乗じた額としている。

(注)3 岡山県笠岡市は、期末手当について上表当該欄の支給率に基づき算出した額から100分の10に相当する額を減じた額としている。

(注)4 広島県廿日市市は、6月の期末手当について上表当該欄の支給率に基づき算出した額から議長は100分の25、副議長は100分の20、議員は100分の15を乗じて得た額を減じて支給している。